

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	政府調達自主的レビュー等会議等	政府調達自主的レビュー等会議等（平成〇年度）	10年	2(1)①6	移行
		②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答						
		④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事概要・議事録						
		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書						
				多重債務者対策本部	多重債務者対策本部（平成〇年度）				
				国際金融経済分析会合	国際金融経済分析会合（平成〇年度）				
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
2	個人の権利義務の得喪及びその経緯	①訴訟等に関する重要な経緯	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（平成〇年度）	5年 (部分の効力が消滅する日を基準)	2(1)①1(1)	廃棄
		②補助金等の交付に関する重要な経緯	・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等						
		③不服申立てに関する審査会等における検討その他の重要な経緯	・審査請求書の写し						
		④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	・請求に依る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等						
							3年 未満		
							5年 (交付に係る事務が終了する日を基準)	2(1)①1(4)	移行 廃棄
							10年 (部分の効力が消滅する日を基準)	2(1)①1(5)	廃棄 (但し以下については除外 ・法律の解釈やその後の政策変更等に大きな影響を及ぼした事件に関するもの)
							10年 (訴訟が終了する日を基準)	2(1)①1(6)	廃棄 (但し以下については除外 ・法律の解釈やその後の政策変更等に大きな影響を及ぼした事件に関するもの)
その他の事項									
3	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討に関する審査会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	2(1)①1(1)	廃棄
		②立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
		③意見公募手続文書	・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
		④制定又は改廃のための決裁文書	・告示案、規則案						
		⑤官報公示に関する文書	・官報の写し						
		②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—	10年	2(1)①1(2)	廃棄 (但し以下については除外 ・法律の解釈やその後の政策変更等に大きな影響を及ぼした事件に関するもの)
		③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案、通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準（平成〇年度）			
		④官報公示に関する文書	・官報の写し	—	—	—			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
4 国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	<ul style="list-style-type: none"> 議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録 	国会及び審議会等における審議等に関する事項	①国会審議(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書(平成〇年度)	10年	2(1)Q21(1)	廃棄 (但し以下については ・録音 ・大臣の署名 に關するもの ・公開となる に附随される 想定問
	②審議会等(1の項から17の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	—	—	—		2(1)Q21(2)	廃棄 (但し以下 については ・録音 ・審議会その の他の組織 の職員に 關するもの 録音、各 委員会等を含む。)